



～「法定相続情報証明制度」～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



「法定相続情報証明制度」が、平成29年5月29日からスタートしました。これまで相続が発生すると、土地建物の名義変更、銀行や証券会社などの手続きで、相続人を証明するために、被相続人及び相続人の戸籍謄本等の束を、その都度、窓口提出する必要があり相続人が手続きを行う上で大きな負担でした。この制度は、必要書類を揃えて法務局に提出すると、法務局の登記官が内容をチェックした上で、問題がなければ、偽造防止措置を施した専用紙による「法定相続情報一覧図の写し」を無料で交付してくれます。「法定相続情報一覧図の写し」には、これまで戸籍謄本等の束で証明していた法定相続人の氏名・生年月日等が記載されており、戸籍謄本等にかわる証明書類として取り扱われ、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなり、相続手続きを行う相続人や相続手続きの窓口の双方の負担が大幅に軽減されることになります。

必要書類

1. 法定相続情報一覧図
2. 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書
3. 被相続人の戸籍
「出生」から相続開始までのすべて
4. 被相続人の住民票の除票
戸籍の附票でも可
5. 相続人の現在戸籍
謄本または抄本
6. 相続人の住民票
法定相続情報一覧図に住所を記載する場合。
相続人の住所を記載しない場合には不要。
7. 申出人の住所氏名が分かる証明書
例：住民票、運転免許証等のコピー
（「原本と相違ない」旨を記載して記名又は署名押印したもの）
8. 委任状
代理人が申出する場合

別紙 2

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所	〇県〇市〇町〇番地	住所	〇県〇郡〇町〇34番地
出生	昭和〇年〇月〇日	出生	昭和45年6月7日
死亡	平成28年4月1日	(子)	
(被相続人)		法 務 一 郎 (申出人)	
法 務 太 郎		住所	〇県〇市〇町三丁目45番6号
		出生	昭和47年9月5日
		(子)	
		相 続 促 子	
住所	〇県〇市〇町三丁目45番6号	住所	〇県〇市〇町五丁目4番8号
出生	昭和〇年〇月〇日	出生	昭和50年11月27日
(配偶者)		(子)	
法 務 花 子		登 記 進	
以下余白			

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇〇士 〇〇 〇〇
(住所：〇市〇町〇番地)

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日

〇〇法務局〇〇出張所 登記官 〇〇 〇〇 職印

注）本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続き以外に利用することはできない。

整理番号 〇〇〇〇〇 1 / 1

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾F P事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp